

日医発第 1774 号(医賠償)
令和 6 年 1 月 9 日

都道府県医師会
医事紛争担当理事 殿

日 本 医 師 会
常任理事 今村 英仁
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震に伴う 日本医師会医師賠償責任保険の取扱いについて

医事紛争の解決ならびに日医医賠償保険の運営に関しましては、平素多大なご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

能登半島地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今回発生しました能登半島地震に伴いまして、日本医師会医師賠償責任保険の取扱いをご連絡いたします。

1. 日本医師会医師賠償責任保険について

日本医師会 A 会員（A 1、A 2 B、A 2 C）には医師賠償責任保険が付帯されてますので日本医師会医師賠償責任保険は日本国内で行われた医療行為については、医療機関を問わず補償の対象となります。従って派遣・応援先で行った医療行為により会員個人が損害賠償請求を受けた場合に補償の対象となります。

2. 廃業特則の取扱い

（1）現行規定内容

日医医賠償保険では、日本医師会 A 会員が閉院や退職等により、将来に亘り日常的な医療行為を行わず、かつ、A 会員から B 会員に区分変更を行った場合は、

「廃業 B 会員（廃業特則の適用を受けている B 会員）」として閉院や退職前の医療行為に対して損害賠償の請求が、廃業 B 会員に変更後 10 年以内になされた場合にもこの保険は適用されることになっています。（廃業特則）

（2）今回の特例規定

未曾有の大災害ということから現在診療等を行っていない会員への協力が求められることも想定され、廃業特則について特例として以下の取扱いとします。

① 廃業 B 会員が能登半島地震に関連して臨時的に行う医療行為については、

「日常的な医療行為」には該当しないものとして、廃業前の医療行為に対する損害賠償請求について、日医医賠償保険の適用を受けることができます。

ただし、能登半島地震に関連しない医療行為も行う場合は、従来どおり、

「日常的な医療行為」に該当することになります。

②なお、廃業B会員移行後に行った医療行為に対する損害賠償については、従来どおり日医医賠償保険の適用外となります。

3. 災害派遣における医賠償保険の適用について

災害派遣における医賠償保険の適用については、一般的に以下の対応となります。加入内容等については派遣先・派遣元の医療機関にご確認いただき、その付保状況に応じたご対応をお願いいたします。

(1) 災害地へ派遣される場合

派遣元が加入している日医医賠償特約保険・病院賠償責任保険等で対応

(2) 災害地の医療機関に派遣される場合

派遣先が加入している日医医賠償特約保険、病院賠償責任保険等で対応

ご参考【廃業特則】

被保険者（日本医師会A会員）が、閉院や退職等により、将来に亘り日常的な医療行為を行わず、かつ、日本医師会A会員からB会員に区分変更を行った場合は、「廃業」前の医療行為に起因して、損害賠償の請求が、当該保険期間終了後（B会員区分変更日の属する保険期間末となる 7 月 1 日）10 年以内になされた場合にもこの保険は適用されます。

以上